

福島県立大野病院事故における産婦人科医師の逮捕に対する抗議声明

はじめに、平成16年12月に今回の産科手術でお亡くなりになられた患者さま並びに御遺族の方々に対しまして、心より哀悼の意を捧げます。

今回の産科手術を執刀した産婦人科医師が平成18年2月18日に医師法第21条違反と業務上過失致死の疑いにより逮捕・起訴されました。

患者さまの不幸な結果に対して常にわれわれは真摯にこれを受け止めねばなりません。今回のように限られた医療供給体制の中で最善を尽くされた後の医療結果に対して、上記の容疑が刑事事件として単純に当てはまるものとは到底納得できものではありません。

地域医療に献身的に従事している医師の医療行為の結果が、万一不幸なことになった場合に逮捕されるような事態は医療行為そのものを否定することであり、地域医療を崩壊させる結果をまねくものと強く危惧します。

我々徳島市医師会は医療行為そのものが持つ不確かさ、地域医療の抱える制度的な問題を全て医師個人の過失として押し付ける今回の逮捕に強く抗議いたします。

平成18年 3月30日

徳島市医師会 会長
徳島市医師会 常任理事会
徳島市医師会 代議員会

川島 周
常任理事一同
代議員一同